

令和6年度の総合的な防衛体制の強化に資する「公共インフラ整備」について

総合的な防衛体制の強化に資する「公共インフラ整備」（「特定利用空港・港湾」^(注)の整備）に係る予算額については、「円滑な利用に関する枠組み」をインフラ管理者と確認する必要があること、他の公共事業と同様に実施計画の取りまとめを行う必要があることから、他の公共事業と併せて、年度末に示すこととする。

(注) 「特定利用空港・港湾」とは、自衛隊・海上保安庁が、平時から円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設けた空港・港湾を指す。